

夢を実現する第一歩のために

2023年8月号

ミツヒロニュース



DX(デジタル化の推進による業務効率の向上)が注目されているなか、サイゼリヤでは、顧客との親密性を高めるため、敢えて紙オーダー方式を導入しています。他の外食チェーンではタブレット端末で注文するケースが多くなっていますが、来店客の大半がリピーターの同社では、さらに来店頻度を上げるには、顧客親密性を高める戦略が必要と考えています。導入後、相対的に接客頻度が高くなり、業務面でのメリットとしても、オーダーミスやオーダー待ち時間の短縮、タブレットの操作方法の対応削減ができ、お客様が記入した注文を復唱しながら端末入力するので注文ミスも減ったそうです。ぜひ、自社に合った接客頻度を上げる方法を考えてください。

光廣 昌史

今月のトピックス

◇どうする?電子帳簿保存法

◇「インボイス制度」への対応
～交際費・水道光熱費～

◇夏季休業のお知らせ



◇あとがき
「ツバメが戻ってきました」

どうする?電子帳簿保存法

電子帳簿保存法について、義務である電子取引の猶予期間が令和5年12月31日をもって終了いたします。よくわからないので何も対応していない、という方が多いといった印象ですが、具体的に何をしなければいけないのでしょうか。最低限やらなければいけないことを確認します。

電子帳簿保存法の対象		任意／義務	内容
I 電子取引	見積書・注文書 領収書・請求書のPDF等	義務	データで受け取ったものはデータで保存
II 電子帳簿等	総勘定元帳 仕訳帳 など	任意	帳簿書類等を電子データで保存すれば紙で総勘定元帳等を保存する必要がない(税制優遇あり)
III スキヤナ保存	見積書・注文書 領収書・請求書など	任意	紙で受け取った領収書等をスキャン保存すれば紙の領収書等を保存する必要がない

1. 電子取引 【義務】→ 要対応

電子取引については①検索機能②改ざん防止③見読可能装置の3要件が必要とされていました。この中で①検索要件を満たすのがとにかくコストまたは手間がかかると感じます。前々期の売上が5,000万円以下の事業者については他の要件を満たせば検索要件が不要となり、その他の事業者については「相当の理由」に該当することで保存要件が不要となります。「相当の理由」にはシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない、といった理由でも認められるそうなので、幅広い理由が該当しそうです。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

要件	原則	前々期の 売上 5,000 万円以下	相当の理由 (猶予措置)
①検索機能 (手間、コスト大)	○	-	-
②改ざん防止 (事務処理規定のみでOK)	○	○	-
③見読可能装置 (PC、プリンタがあればOK)	○	○	-
ダウンロード対応 (フォルダにまとめて保存)		○	○
出力書面の提出 (取引年月、取引先ごと要整理)		○	○

2. 電子帳簿等の保存 【任意】→ 様子見

下記に掲げる「優良な電子帳簿」の要件をすべて満たせば、修正申告をする際に課される過少申告加算税が5%減免されるという優遇措置があります。定期的に税務調査を受ける会社については検討の余地があるといえるのではないでしょうか。

«優良な電子帳簿の要件»

要件	優良な電子帳簿	一般の電子帳簿
訂正・削除の履歴確保	○	-
相互関連性要件	○	-
マニュアルなどの備え付け	○	○
ディスプレイ等の確保	○	○
検索要件	○	-
ダウンロードの求めに応じる	-	○

3. スキャナ保存 【任意】→ コスト面で余裕があれば対応

インボイス制度が10月にスタートし今後は世の中が今まで以上にペーパーレス化が進み電子化していくこととなるでしょう。コスト面で余裕があるのであれば対応をご検討ください。

「インボイス制度」への対応 ~交際費・水道光熱費~

1. インボイス制度下における交際費等に係る対応

(1) 1人当たり5,000円基準について

交際費等の範囲から、1人当たり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)は、一定の要件の下で、交際費等の範囲から除外されます。

交際費等の範囲から除外する要件としては、飲食その他これらに類する行為のために要する費用について次に挙げる事項を記載した書類を保存していることが必要とされます。

- ・その飲食等のあった年月日
- ・その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- ・その飲食等に参加した者の数
- ・その費用の金額ならびにその飲食店、料理店等の名称およびその所在地

(2) インボイス制度下において免税事業者に飲食費を支出した場合の取扱い

インボイス制度下において免税事業者に飲食費を支出した場合の論点として、1人当たり5,000円以下かどうかの判定および接待飲食費の50%損金算入の取扱いが問題となります。特に経過措置期間中の処理に留意が必要です。

(1) 免税事業者に飲食費を支出した場合(1人当たり5,000円以下かどうかの判定)

1人当たり5,000円以下であるかどうかについては、その法人の消費税に係る経理処理が税抜経理方式である場合は税抜価額で判定し、税込経理方式である場合は税込価額で判定します。

一方、免税事業者に飲食費の支出を行った場合、「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めての課税所得金額を計算する。」とされます。

したがって、税抜経理方式を採用している法人が免税事業者に交際費等の支出を行った場合、税抜価額だけでなく、仕入税額がないとされる部分も含めて、1人当たり5,000円以下であるかどうかを判定する必要が生じることになる点に注意してください。

② 経過措置期間中の取扱い

免税事業者に飲食費の支出を行った場合を前提とした場合、接待飲食費に係る1人当たり5,000円以下かどうかの判定については、次のように取り扱うものと考えられます。なお、標準税率を前提として記述しています。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間については、その税抜価額に支払対価の額に110分の10を乗じて算出した金額に20%を乗じて算出した金額を加算した額が5,000円以下であるかどうかを判定します。

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間については、その税抜価額に支払対価の額に110分の10を乗じて算出した金額に50%を乗じて算出した金額を加算した額が5,000円以下であるかどうかを判定します。

令和11年10月1日以後については、その支払対価の額が5,000円以下であるかどうかを判定します。

免税事業者に支払をした金額

	税込価額	消費税として 計上できる金額	税抜価額
令和5.9.30まで	5,500円	500円	5,000円
令和5.10.1～令和8.9.30	5,392円	392円	5,000円
令和8.10.1～令和11.9.30	5,238円	238円	5,000円
令和11.10.1～	5,000円	—	5,000円

上記の通りになりますので、免税事業者の店舗で食事をされる際の5,000円基準の適用については、注意してください。

2. 水道光熱費のインボイス交付対応

(1) 水道料金検針票等がインボイスに

事業者が市町村等に支払う水道料金等に仕入税額控除を適用するには原則、市町村等から交付されたインボイスの保存が必要です。水道の利用者に届く「検針票」をインボイスとして交付する市町村等が多く見られます。

「検針票」のほか、コンビニ等での支払いに係る「納入通知書」、口座振替に係る「口座振替済通知書」などもインボイスとして交付する市町村等が散見されます。水道の利用者側は、インボイスとして交付されたいずれかの書類を保存すれば済みます。

(2) LPガス料金 独自の交付指針も

LPガス、いわゆるプロパンガスでは、「LPガス事業インボイス対応連絡会議」(事務局：株式会社AQライフ)が交付対応の指針を独自に作成しています(「LPガス関連システムに関するインボイス対応指針」)。

同指針によれば、「当月度締めにて発行する請求書のみをインボイスとします」、「月度中に発行する各種書類(検針票、納品書等)はインボイスとしません」などとしています。同会議に参加している14社(令和4年10月1日時点)のほかにも同指針を参考にする企業もあると考えられます。

(3) 公共料金などの請求受取代行サービス

電気、水道、ガスの公共料金等について、請求書の受取り等の代行サービスがあります。例えば、株式会社インボイスの「OneVoice公共(公共料金一括請求サービス)」では、同社は利用者に「立替金精算書」を交付します。その保存をもって仕入税額控除が可能となるため、電気、水道、ガス会社の「請求書」の原本を保存する必要はないなどとしています。(「『公共料金一括請求サービス』におけるインボイス制度への対応方針について」)。

通信料金の請求書の受取り等を代行する同社の「Gi 通信(通信料金一括請求サービス)」では、各通信キャリア等の請求料金を電話番号単位に消費税計算を再集計して提供するため、同社が「適格請求書」を利用者に交付します。その保存をもって仕入税額控除が可能となるため、通信キャリア等の「請求書」の原本を保存する必要はないなどということです（「Gi 通信料金一括請求サービスのインボイス制度への対応方針について」）。

3. 太陽光発電による売電のインボイス対応

(1) 全量売電は消費税の課税対象

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」（FIT 制度）に基づき行う全量売電は、消費税の課税の対象となります。

会社員が自宅で行う太陽光発電であっても、平成 24 年 7 月以降、一定規模以上の太陽光発電設備により発電が行われる場合には、その送電された電気の全量について電力会社に売却することが可能とされています。

この全量売電は、電力会社との間で太陽光発電設備により発電した電気の全量を売却する旨の契約を締結し、その発電した電気を生活の用に供することなく数年間にわたって電力会社に売却するものであることから、反復、継続、独立して行う取引に該当し、課税の対象となります。

しかし、自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却は、事業の用に供することなく、生活の用に供するために設置した太陽光発電設備から生じた電気のうち、使い切れずに余った場合に当該余剰電力を電力会社に売却しているものであって、これは消費者が生活用資産（非事業用資産）の譲渡を行っているものであることから、消費税法上の「事業として」の資産の譲渡には該当しません。

(2) すでに認定を受けている場合

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」（FIT 制度）は、太陽光等で発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。同制度を利用するには、国の認定（FIT 認定）を受ける必要があります。

インボイス制度開始後は、FIT 認定事業者がインボイス発行事業者の登録を受けない場合には、買取義務者は仕入税額控除ができなくなります。そのため、資源・エネルギー庁は、消費税の課税事業者である FIT 認定事業者に対して、インボイス発行事業者の登録をし、買取義務者へ登録番号を通知するよう案内しています。ただし、インボイスを交付する必要はありません。電力会社が発行する「受給料金のお知らせ」等が仕入明細書等となり、買取義務者は、これをインボイスに代えて保存します。

なお、免税事業者は、インボイス制度に関する対応は不要です。インボイス発行事業者の登録がなくとも、現行の買取価格が変更されることはありません。

参考文献 : ■TAX NEWS ■税務通信



夏季休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てにあずかり、
厚く御礼申し上げます。

弊社では、下記の期間を夏期休業とさせて
頂きます。何かとご迷惑をおかけ致しますが、
ご了承のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

8月11日(金)～16日(水)

※17日(木)より、平常通り業務を行います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

